

事業者の皆様からの通報窓口の設置について

三田市では、物品購入等の契約事務における不適正な事務処理を根絶するため、今後、物品購入等の契約事務において、本市職員から不適正な要請があった場合は要請に応じないようお願いいたしますとともに、本市職員からの不適正な要請があった場合や要請を断ることが困難である場合、又は断ったことにより不利益を被った場合に、通報していただく専用窓口を創設しています。

通 報 で き る 方

本市職員又はその他関係者から不適正な事務処理への関与を働きかけられた方及びその方が勤務する企業等の役員若しくは従業員

通報の対象となる内容

三田市が締結した又は締結しようとする物品の購入契約、その他の契約における預け金、差し替え等の不適正とみられる事務処理

通 報 の 方 法

- 書面の郵送、FAX又は電子メールによる送付
- 窓口への来所や電話での口頭通報による方法など。

(直接来所される場合は必ず事前にご連絡をお願いします。)

外部通報は、原則として実名でお願いします。(客観的に事実が説明できる資料その他合理的な根拠等が示されている場合は、匿名の通報であっても受け付けます。)

調査の実施及び是正措置

- 調査は、三田市コンプライアンス推進本部事務局が実施します。
- 調査に当たっては通報者が特定されないように配慮し、そのおそれがある場合は調査方法についてあらかじめ通報者と協議します。
- 必要に応じて該当部署等に所要の改善を求めます。
- 調査の結果は、是正措置を含め通報者に報告いたします。

通 報 窓 口

担 当 窓 口	三田市コンプライアンス推進本部事務局（総務部 総務課内）
住 所	〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号（三田市役所本庁舎4階）
電 話	079-559-5031
ファックス	079-559-6877
電子メールアドレス	soumu_u@city.sanda.lg.jp
通報受付時間	月曜日～金曜日 9：00～16：30 (ただし、休日、祝祭日、年末年始を除く。)

不適正とみられる契約事務処理の例

- 【預け金】 事業者に架空取引を指示する等して、契約した物品が納入されていないにもかかわらず納入されたとして支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させ、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるもの
- 【差替え】 事業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないにもかかわらず納入されたとして支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの